

日本のユネスコスクール（地域別）

2019年11月現在

日本全国：1,120校

〔 幼稚園21, 小学校554, 中学校279,
中高一貫校等60, 高校156, 大学5,
高等専門学校1, 特別支援学校12, その他32 〕

北海道・東北地区：162校

〔 幼稚園8, 小学校77, 中学校42,
中高一貫校等4, 高校25, 大学1,
特別支援学校1, その他4 〕

北陸地区：119校

〔 小学校84, 中学校32,
高校2, 高等専門学校1 〕

近畿地区：141校

〔 幼稚園5, 小学校52, 中学校26,
中高一貫校等13, 高校33, 大学2,
その他10 〕

中国・四国地区：178校

〔 幼稚園1, 小学校92, 中学校39,
中高一貫校等9, 高校32,
特別支援学校2, その他3 〕

関東地区：173校

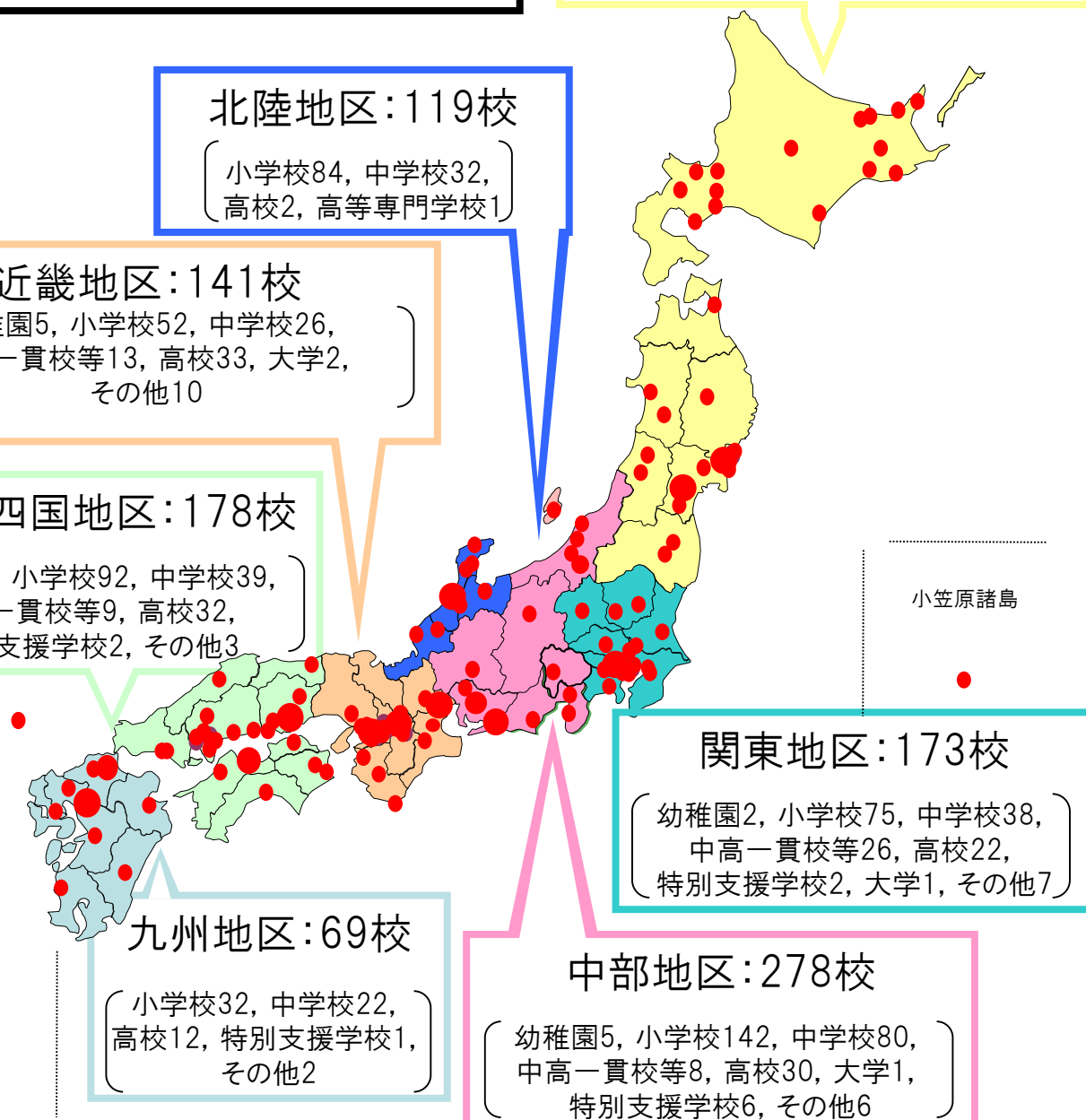
〔 幼稚園2, 小学校75, 中学校38,
中高一貫校等26, 高校22,
特別支援学校2, 大学1, その他7 〕

九州地区：69校

〔 小学校32, 中学校22,
高校12, 特別支援学校1,
その他2 〕

中部地区：278校

〔 幼稚園5, 小学校142, 中学校80,
中高一貫校等8, 高校30, 大学1,
特別支援学校6, その他6 〕



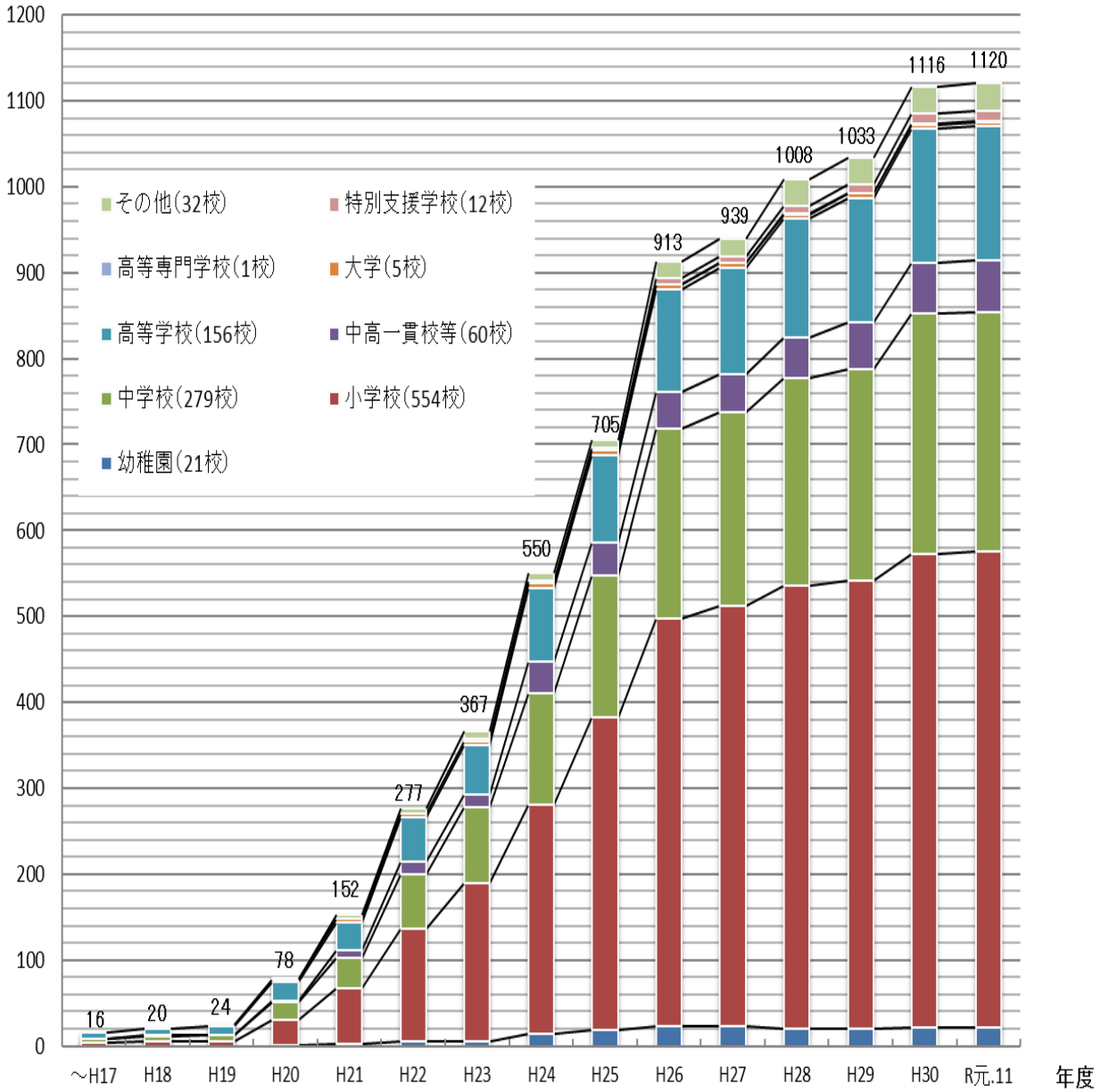
小笠原諸島

参考：ユネスコスクール数の推移（単位 校）

1956年度	1960年度	1970年度	1990年度	2000年度	2005年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
6	27	25	21	20	16	24	78	152	277	367	550	705	913	939	1008	1033	1116	1120

ユネスコスクールの推移

校数



申請から加盟まで

赤字:加盟希望校の主な作業

※平成30年10月時点

①市町村立学校^{※注1}
の場合②都道府県立学校^{※注1}
の場合③私立学校^{※注1}、
専修学校、各種学校
の場合④国立学校^{※注1}、
左記以外の学校
教員養成大学等の場合加盟希望校は、ユネスコスクール事務局(ACCU)のユネスコスクールウェブサイト上の
加盟希望フォーム(日本語)に必要な事項を記入。ユネスコスクール事務局から確認の連絡を受けた学校は、所管の教育委員会等^{※注2}に、ユネスコスクール
加盟に向けて申請手続きを進める旨連絡の上、ユネスコ本部のユネスコスクールオンラインツールシステ
ム(OTA)上のExpression of Interest(英語)を記入し提出。ユネスコ本部から受付完了のEメールを受信
したら、ユネスコスクール事務局へ連絡。

- ① Expression of Interestの情報をもとに、ユネスコスクール事務局がASPUnivNet加盟大学から担当大学
を決定。担当大学を加盟希望校へ紹介し、「チャレンジ期間」(＝原則1年間)開始。
- ② 加盟希望校は、チャレンジ期間中、担当大学等の指導助言を得つつ、活動報告書及び確認シートを意
識して活動を行う。
- ③ 加盟希望校は、確認シートに記載の確認資料を担当大学へ提出
- ④ 担当大学は、確認資料等に基づき、確認シートに沿って、チャレンジ期間終了の可否を判断。可の場合
は、担当大学が活動報告書に推薦コメントを記入し、事務局から加盟希望校へ送付。
- ⑤ 加盟希望校は、活動報告書を完成し、ユネスコスクール事務局(電子データ)及び所管の教育委員会
等へ提出。

市町村教育委員会へ提出^{※注3}都道府県教育委員会^{※注3}へ提出都道府県知事部局^{※注3}へ提出日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)へ活動報告書を提出^{※注4}ユネスコ本部が各校へApplication form提出案内のEメールを送信
→加盟希望校は、Eメール受信後、OTA上でApplication form(英語)を記入し提出。日本ユネスコ国内委員会がApplication form提出を確認後、ユネスコ本部に加盟申請^{※注5}

ユネスコ本部の審査を経て、ユネスコ本部が日本ユネスコ国内委員会宛てに認定証等を送付

日本ユネスコ国内委員会が所管の教育委員会等へ認定証等を送付。
教育委員会等が各学校へ認定証等を送付。日本ユネスコ国内委員
会が各学校へ認定証等
を送付

注1:学校＝幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校を指します。

注2:「教育委員会等」には知事部局も含まれます。所管の教育委員会等とは、原則として活動報告書の最初の提出先となります。(例:①市町村立学校の場合
は市町村教育委員会。)

注3:政令指定都市の場合は、加盟希望校→政令指定都市教育委員会等→日本ユネスコ国内委員会(文部科学省)の順に提出。

注4:チャレンジ期間の活動内容を踏まえて正式申請の手続きを取ることとなるため、教育委員会等を通じて日本ユネスコ国内委員会へ提出された後、必要
に応じて、資料の追加提出・加筆・修正・再提出が求められる場合があります。注5:ユネスコ本部での手続きに半年以上かかることがあります。また、ユネスコ本部の指示により、今後申請手続きが変更する可能性がありますので御了承
ください。